



地域活動団体を支援します

☑ 地域でコミュニティ活動を実践している団体(区から他の助成を受けている団体を除く)
助成金額/活動に必要な物品(税込1万5000円以内)または指導員への謝礼(1万2000円以内)

☑ 4月3日～5月10日(必着)に、申込用紙(総合支所地域振興課、まちづくりセンター、区のホームページにあり)を郵送または持参で総合支所地域振興課(世田谷 ☎5432-2831 FAX5432-3032、北沢 ☎5478-8029 FAX5478-8004、玉川 ☎3702-1603 FAX3702-0942、砧 ☎3482-2169 FAX3482-1655、烏山 ☎3326-9249 FAX3326-1050)へ 区HPQ 202506



学校給食費が無償になります(5年度限り)

学齢期の子どもがいる保護者の負担軽減施策のさらなる拡充を図るため、緊急的な措置として、4月から6年3月までの区立小・中学校の児童・生徒の学校給食費を無償にします(所得制限なし)。また、4年度に引き続き、現行の給食費単価の10%相当分を食材費に上乗せし、無償化の対象とします。

☎ 学校健康推進課 ☎5432-2697 FAX5432-3029



「靈感商法」「開運商法」にご注意ください

●幸運を手に入れるつもりが不幸を招くことも

不安や悩み、身内の不幸等につけこんで、高額な壺や数珠等の開運をうたった商品の購入や祈禱を勧める悪質な事業者による被害の相談が寄せられています。また、インターネットの占いサイトで、高額な請求をされることもあります。初回の格安な料金にひかれて商品やサービスを申し込むと、「悪霊がまだついていて」と不安を煽ったり、「さらにお金を払えば運気が上がる」などと言って、新たな商品の購入やサービスの契約を迫ってくることもあります。

●消費生活センターから

- 高額な契約を迫られた場合、すぐに判断せず、本当に必要なものか、慎重に考えましょう。
- 出向いた先で高額な契約をした場合は、クーリング・オフできる場合があります。
- しつこく勧誘されても、要らない場合はきっぱり断りましょう。●恐怖を覚える勧誘を受けた場合は、警察にも情報を提供しましょう。
- トラブルや被害にあわないために、少しでも不安に思ったときは相談しましょう。

●相談事例

- 「家族が不幸になる。数珠を買えば悪霊は去っていく」と購入を勧められた。
- 「あなたの病気が心配」と連れていかれた先で「お祓い」を受けさせられ、その場で「入会金」を請求された。
- 無料占いから始め、鑑定士からメッセージが届く有料サイトを利用するようになった。高額で「やめたい」と連絡したが、返信がない。

法テラス「**灵感商法等対応ダイヤル**」 ☎0120-005-931 受付時間/平日午前9時30分～午後5時
消費生活センター ☎3410-6522

☎消費生活課 ☎3410-6523 FAX3411-6845 区HPQ 201601



特殊詐欺に加担させられていませんか

1年間でおおよそ153人(警視庁資料(4年))の未成年が特殊詐欺の実行犯として逮捕されました。「お金を受け取ってくるだけ」「簡単に儲かるバイト」などと誘われ、犯行に利用されているケースもあります。

インターネット上や先輩、友人からの儲け話には気をつけましょう。誘われたときや困ったときは、ご相談ください。
担当＝地域生活安全課

☎特殊詐欺加担防止ダイヤル ☎03-5432-2178 FAX03-5432-3066



高齢者の介護予防・健康づくりの自主活動グループを支援します

☑ 区内でおおむね月1回以上、年間を通じて定期的に行う次のいずれかの活動 ①区実施の介護予防プログラム修了後の同内容活動 ②介護予防や認知症予防に効果が期待される運動(健康体操等)

要件/次の全てに該当する団体 ①構成員が5人以上で、その半数以上が65歳以上の区民 ②団体の代表者が区民 ③区等から他の助成金等を受けていない
※このほかにも要件あり。

補助対象経費/講師への謝礼、活動に必要な物品の購入費等

補助金額/補助対象経費の総額の2分の1(1団体あたり上限年間2万4000円)

☑ 詳しくは、手引き(あんしんすこやかセンター、介護予防・地域支援課、出張所、総合支所保健福祉課、区のホームページにあり)をご覧ください。

☑ 4月3日～6月30日(必着)に、申請書(手引きにあり)を郵送または持参で介護予防・地域支援課(☎5432-2953 FAX5432-3085)へ

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター

☎03-5432-2910

(月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)

発熱外来を実施している医療機関リストをご覧ください 区HPQ 199397



症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口

☎03-5432-2111 FAX03-5432-3022

(平日午前8時30分～午後5時15分)

陽性と
なった方

新型コロナウイルス感染症陽性となった方へ

(右記二次元コードをご覧ください。区HPQ 190526)



療養期間終了後も症状が残っている方(「コロナの後遺症について」とお申し出ください)

世田谷区コロナ後遺症相談窓口

☎03-5432-2910 (月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)

※東京都が設置する相談窓口、コロナ後遺症対応医療機関の一覧もご覧になれます(後記二次元コード参照)。



新型コロナウイルス感染症に関して詳しくはこちら 区HPQ 184143